

仕様書

1. 件名

校務端末整備業務

2. 納入期日

令和 7 年 8 月 31 日

3. 整備場所

明日香村立明日香小学校 奈良県高市郡明日香村大字橘 8 6 番地

明日香村立聖徳中学校 奈良県高市郡明日香村大字野口 1 0 5 番地

明日香村教育委員会事務局教育推進課 奈良県高市郡明日香村大字橘 2 1 番地

4. 調達機器の仕様・数量

【別紙】機器仕様書を参照のこと。

5. 調達の範囲

本業務にて調達する機器の納入および、システム構築、動作確認・運用保守等の各種作業を範囲とする。

調達機器の設置および、接続に伴って必然的に必要となる物品（接続品、磁気媒体等）及び、作業については、本仕様書に記載の有無に関わらず提供すること。

本事業の内容は以下のとおりである。

(1)調達する機器 【別紙】機器仕様書のとおり

(2)作業スケジュールの調整

(3)校務端末の設計・構築

(4)職員室の既存プリンターの接続設定

(5)完成図書の作成

(6)保守

6. 業務要件

前提作業

(1)本業務を実現するに当たり、事前に下見を実施する場合、学校と日程調整を行うこと。

(2)下見および、調査に係る費用については、応札業者の負担とする。

作業要件

(1)校務用 Chromebook

- ・Google GIGA License を用いてプロビジョニング作業を行い、奈良県域ドメインに登録を行うこと。

- ・アセット ID を設定すること。

- ・アセット ID のラベルを作成し、本体/AC アダプターに貼ること。

- ・ChromeOS は最新版にすること。

- ・校内の Wi-Fi に接続し、動作確認まで実施すること。

- ・既存プリンターに印刷可能な設定を行うこと。

7. 納入後の保守について

- (1)故障修理対応時間は以下とする。

平日 月曜日～金曜日 9:00～17:00 まで

- (2)納品後 1 年間は運用障害に関わる保守を行うこと。
- (3)保守、サポートについては迅速なサポートを可能にするため、県内業者とする。
- (4)障害、故障が発生した場合、翌日までに現場に赴き、校務に支障のないようにすること。
- (5)2 年目以降についても、機器の故障等の障害が発生し、修理依頼を受けたときは迅速に対応し、修理・メンテナンスを行うこと。
- (6)納入機器の操作等についての問い合わせには、速やかに対応すること。
- (7)保守を実施する会社は、問い合わせ窓口でシステム運用オペレーション等にも対応できること。
- (8)校務用ノートパソコンは、【別紙】機器仕様書記載の範囲内で保守を行うこと。
- (9)保守は機器が使用できる状態まで戻すシステム設定作業等も含むこと。ただし、Chromebook のプロビジョニング作業は教育委員会で行う。

8. 既存機器の撤去・処分

以下の物品を撤去・処分すること。

- (1)既存校務用ノートパソコン（50 台を想定）
- (2)個人情報漏えい等がないように法令を遵守した適切な対応をすること。各学校で撤去した型番とシリアル NO を記載した証明書を提出すること。

9. 納品物

業務完了時に、電子ファイル(Office2013 32bit 形式)及び、紙媒体で以下の資料を提出すること。
また、整備場所ごとに作成すること。

- (1)導入機器設定資料
- (2)納入機器一覧表(型番、シリアル番号、アセット ID 等)
- (3)ライセンス等の証書

10. システム構築業者の条件

システム構築業者は以下の条件を満たすこと。

- (1)自治体・教育委員会向けネットワーク構築業務のプロジェクトマネジメント経験を有すること。
- (2)情報セキュリティの徹底を図る観点から、ISMS（情報セキュリティ管理システム）認証、ISO/IEC 27001、財団法人日本情報処理開発協会により認定されたプライバシーマークのいずれかを取得していること。

11. 機密保護

本契約にて得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用、開示してはならない。
履行期間は元より、履行終了後においても有効に持続するものとする。

1 2. ポリシーの遵守

受注業者は、自社のセキュリティポリシーの遵守はもとより、本村のセキュリティポリシーも合わせて遵守しなければならない。

1 3. その他

- (1)作業にあたっては、労働基準法、労働安全規則等関係諸法規に従い、事故防止、盗難等に万全を期すること。
- (2)整備する機器の設置は本村の指示に従い実施すること。
- (3)搬入・設置作業については細心の注意を払って行うこと。その際、施設・設備等に損傷を与えた場合、修理に要する費用は、受注者の負担とすること。
- (4)機器の取り付け後に不要となった機材や梱包材等については、受注者の責任において処分すること。
- (5)この仕様書に定めのないことは、本村の指示に従うこと。